

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県知事 内堀雅雄

福島県報

目次

○福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二〇六
○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	二〇六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	二〇九
○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件十一件	二〇九
○地籍調査の成果について認証した件	二一三
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件	二一三
○土地収用法により収用又は使用の手続を開始した件	二一三
○道路の区域を変更する件二件	二一三
○道路の供用を開始する件	二一四
○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件	二一四
公 告	
○都市公園を設置する件	二一四
福 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	
○こいの持ち出し等について指示する件	二一五
○こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件	二一五
○平成三十一年度目標増殖量を定めた件	二一五

規 則

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

福島県規則第四号

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成十六年福島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第五中「シスー一・二」ジクロロエチレンを「一・二」ジクロロエチレンに改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県規則第五号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第9条関係)

屋外広告物許可更新申請書

年 月 日

福島県知事

住所
申請者
氏名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名
(電話番号)

次のとおり屋外広告物の許可の更新をしたいので、福島県屋外広告物条例第10条第3項の規定により申請します。

種類		照明装置	有・無	数量	
表示面積	縦 m×横 m× うち電光表示装置 縦 m×横 m× m ² 面 m ² 面	高さ	m(地上高 m)		
表示内容				色彩	
表示区域又は設置場所				地域区分	特別・普通 一種・二種
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
前回の許可	年 月 日 第 号	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
点検年月日	年 月 日				
点検箇所	点検項目	異常の有・無	改善の概要		
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無			
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有・無			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無			
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有・無			
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有・無			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無			
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無			
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有・無			
広告版	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無			
	3 広告版底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無			
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無			
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無			
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無			
その他	1 付属部材の腐食、破損	有・無			
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無			
	3 その他点検した事項 ()	有・無			

この点検結果は、事実と相違ありません。	
住 所	
点検者	
氏 名	
印	
点検者の資格	1 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいう。） 2 一級又は二級建築士 3 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 4 特種電気工事資格者（ネオン工事） 5 電気工事士 6 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者 7 自治体が開催する屋外広告物講習会受講修了者 8 屋外広告物点検技能講習修了者（（一社）日本屋外広告業団体連合会又は（公社）日本サイン協会が開催する点検技能講習を受講した者をいう。） 9 上記1から8までに該当しない者（ ）

- 注 1 色彩の欄は、広告物等の種類に応じて色彩が許可基準となる場合に表示面積の二分の一を超えて使用する色彩のマンセル値を記入すること。
- 2 地域区分の欄は、特別規制地域等又は普通規制地域等の別及び第一種又は第二種の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
- 3 異常の有・無の欄は、有を○で囲む場合、改善の概要を記入すること。
- 4 点検者の資格の欄は、該当するもの全てを○で囲み、資格を証明する書類の写しを添付すること。
- 5 広告物等の現状を撮影したカラー写真（許可の期間の満了の日から起算して3月以内に撮影したものに限る。）を添付すること。
- ※広告物等を補修した場合は、補修前後のカラー写真を添付すること。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から起算して六月間は、改正前の福島県屋外広告物条例施行規則様式第三号による屋外広告物許可更新申請書は、この規則による様式の改正にかかわらず、使用することができる。

(都市計画課)

告 示

福島県告示第百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定する区域
耶麻郡猪苗代町字名家道上八百二十四番五の一部
 - 二 指定する区域の埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地
- (一般廃棄物課)

福島県告示第百三十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼育されている牛であつて次に掲げるもの
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
 - 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
 - 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法
- (畜産課)

福島県告示第百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
牛のヨーネ病の発生の予防
 - 二 実施する区域
 - 1 二本松市（岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉大和、岳温泉西大和、岳温泉深掘及び岳温泉横森の区域に限る。）、本宮市（本宮、青田、荒井、岩根、関下、高木、仁井田の区域に限る。）、大玉村、郡山市（中田町の区域に限る。）、田村市（大越町の区域に限る。）、鏡石町、玉川村、小野町（小野赤沼、菖蒲谷、鮫川村（青生野の区域に限る。）、会津若松市、猪苗代町、相馬市、新地町、いわき市（勿来町、瀬戸町、川前町の区域に限る。）の各区域
 - 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
 - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
 - 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
 - 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
 - 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
 - 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法
- (畜産課)

福島県告示第百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
生後百八十日以上馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応

（畜産課）

福島県告示第百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏候補鶏
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
急速凝集反応法

（畜産課）

福島県告示第百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

福島県告示第百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
血清学的検査（鶏を検査する場合はエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 実施の目的
豚のオーエスキ―病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖の用に供し、若しくは若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

福島県告示第百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 実施の目的
豚コレラの発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 四 実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（エライザ法及び中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
- 二 豚繁殖・呼吸障害症候群の発生の予察
- 三 実施する区域
- 四 県下一円
- 五 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 六 地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 七 実施の期日
- 八 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 九 検査の方法
- 十 血清学的検査（エライザ法）

（畜産課）

福島県告示第百四十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
- 二 会津若松市
- 三 成果の名称
- 四 会津若松市湊町大字共和の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市初野字後末二、四の二、五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 二 相馬市山上字十石五
- 三 保安林として指定された目的
- 四 水源の涵養
- 五 変更後の指定施業要件
- 六 1 立木の伐採の方法
- 七 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 八 (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 九 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 十 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 十一 次のとおりとする。
- 十二 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

（森林保全課）

福島県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市山上字荻平三五（次の図に示す部分に限る。）、字荻久保二の一、四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬市山上字板屋一〇二の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続を開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 事業の種類
一般国道百二十一号改築工事（湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高降字窪尻山地区内から同町大字合川字三斗蒔地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事
 - 二 収用の手続を開始する起業地
南会津郡下郷町大字澳田字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端並びに大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字家ノ上、字中平、字寺ノ上、字芦見及び字新田地区内
 - 三 使用の手続を開始する起業地
南会津郡下郷町大字澳田字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端並びに大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字芦見及び字新田地区内
 - 四 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
南会津郡下郷町役場建設課
- （土木総務課用地室）

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十一年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番七 九地先から	変更前 A 一四・〇〇 六一・一 B 五・八〇	(メートル)	二、一九六・二 九、六九八・〇

同 郡同 町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで 大沼郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先から 同 郡同 村大字小野 川字板宿四五番二六地 先まで 大沼郡会津美里町松坂 字博士沢丁六二五番五 〇地先から 同 郡昭和村大字小野 川字鉄館一二七六番六 地先まで	変更後	A 一四・〇 六一・一 B 五・八 一五八・八 C 一三・八 二六・八 D 一一・〇 一三二・五	一五八・八 一三・八 三六・五 一一・〇 一三二・五	四七二・四 四、八七三・八
--	-----	---	--	------------------

(道路計画課)

福島県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十一年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道馬場太田線	南相馬市原町区馬場字原一九〇番四地先から 同 市原町区陣ヶ崎三七九番地先まで	変更前 の変更後	五・六 六・四	三四五・一 三四五・一

一三・〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十一年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四〇一号	大沼郡昭和村大字小野川字板宿四 五番一七地先から 同 郡同 村大字小野川字板宿四 五番二六地先まで	平成三十二年三月一日

(道路計画課)

福島県告示第百五十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三十三条第三項の規定により、いわき市からいわき都市計画事業豊間震災復興土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

(まちづくり推進課)

公 告

公告第三十八号

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。
平成三十一年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 名称
永崎防災緑地
- 二 位置

三 区域
いわき市永崎字橋出、字月作及び字川畑地内並びに字大平、字川畑及び字船付地先
別添図面のとおり

四 供用開始の期日
平成三十一年三月二日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県いわき建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。
平成三十一年三月一日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 佐川 泉

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

（一）公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

（二）委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

（一）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

（二）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。

（三）PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMPP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいにつ

二 いては、適用しない。
指示の期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（平成三十一年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。
平成三十一年三月一日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 佐川 泉

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成三十一年度目標増殖量を次のとおり定めた。
平成三十一年三月一日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 佐川 泉

阿武隈川本流及び支流

平成31年度日標増殖量

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	あ	ゆ	う		い	いわな	やまめ	ひめます	わかさぎ	うなぎ						
								種苗放流	産卵場造成												
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	kg	42	kg	42	kg	126	尾	1,400	箇所	尾	2,800	尾	10,500	尾	—	万粒	100	kg	7
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	105	14	14	180	2,800	—	—	—	—	1,050	14,000	—	—	—	—	—	—	—	10
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	35	14	14	35	1,400	—	—	—	—	1,050	5,600	—	—	—	—	—	70	70	3
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	56	56	56	550	3,500	—	—	—	—	7,700	70,000	—	—	—	—	—	70	70	21
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	—	—	—	120	700	—	—	—	—	8,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	—	—	—	75	400	—	—	2	—	2,100	3,500	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	—	—	—	45	—	—	—	—	—	5,600	5,600	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	28	—	—	250	700	—	—	—	—	21,000	24,500	—	—	—	—	—	—	—	14
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	140	210	210	250	21,000	—	—	—	—	3,500	56,000	—	—	—	—	—	—	—	7
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	91	91	91	900	9,100	—	—	—	—	7,000	28,000	—	—	—	—	—	—	—	21
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	2,800	1,050	1,050	1,200	140,000	—	—	—	—	39,200	66,500	—	—	—	—	—	700	700	70
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	49	—	—	750	5,200	—	—	4	—	42,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	63	1,050	1,050	—	94,900	—	—	2	—	17,500	7,000	—	—	—	—	—	—	—	35
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	35	35	35	—	7,000	—	—	—	—	22,400	15,400	—	—	—	—	—	1,470	—	—
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	28	28	28	—	3,500	—	—	—	—	8,400	5,600	—	—	—	—	—	700	700	20
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	210	210	210	—	42,000	—	—	—	—	37,100	22,400	—	—	—	—	—	5,390	5,390	30

内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	2,600	3	14,700	9,100	—	—	—
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	2,000	3	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	3,500	26,400	10	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大島湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合 計			5,474	4,172	11,277	426,300	34	513,800	585,200	32,200	10,740	245